

秋田市告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月24日

秋田市長 穂積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
秋田メモリアル・わたなベクリニック	秋田市広面字鍋沼12番地1	令和6年12月1日
調剤薬局ツルハドラッグ秋田広面西店	秋田市広面字鍋沼10番地1	令和6年12月19日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
山崎耳鼻咽喉科医院	令和6年11月5日
なかこうじメンタルクリニック	令和6年10月31日
ライフ薬局なかこうじ	令和6年11月12日

3 休止

事業所名称	休止年月日
ハーモニー薬局	令和6年11月11日

